

堺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会公印規則（昭和44年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
別表就学事務専用堺市教育長印の項管理責任者及び個数の欄中「(西区役所にあつては総務課長)」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。